

伊勢崎市食品ロス削減協力店認定事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市において、食品ロス（本来食べることができるにもかかわらず廃棄される食品をいう。）の削減に向けた取組を実践する店舗を食品ロス削減協力店（以下「協力店」という。）として認定し、官と民との連携により、その取組を広く周知することで、消費者の意識を高め、店舗等での食品ロスの削減を推進することにより、一般廃棄物の減量化及び再資源化を図ることを目的とする。

(認定の対象)

第2条 認定の対象は、市内で営業する飲食店、宿泊施設等（以下「店舗」という。）とする。

(認定の基準)

第3条 協力店の認定の基準は、別表に定めるとおりとする。

(認定の申請等)

第4条 協力店の認定を受けようとする店舗の代表者（以下「申請者」という。）は、伊勢崎市食品ロス削減協力店認定（変更）申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、前条の認定の基準を満たすと認めるときは認定を決定し、伊勢崎市食品ロス削減協力店認定決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(認定内容の変更等)

第5条 協力店として認定を受けた者は、前条第1項の申請の内容に変更が生じたときは、新たに申請書を、速やかに市長に提出するものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の変更の申請について準用する。

(認定の辞退)

第6条 協力店として認定を受けた者は、廃業等によりその営業を終了したときその他認定を辞退するときは、伊勢崎市食品ロス削減協力店認定辞退届（様式第3号）により市長に届け出るものとする。

(認定の取消し)

第7条 市長は、協力店が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 前条の規定により認定の辞退の届出があったとき。
- (2) 営業を終了したにもかかわらず、辞退の届出がないとき。
- (3) 第3条の認定の基準に該当しなくなったとき。
- (4) 消費者の信頼又は協力店のイメージを著しく失墜させる行為があったとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、認定を取り消すべき重大な事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、伊勢崎市食品ロス削減協力店認定取消通知書（様式第4号）により、その旨を通知するものとする。

（調査）

第8条 市長は、協力店として認定された店舗に対し、第3条の認定の基準等を満たしているか調査することができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

認 定 の 基 準	
必 須 項 目	<ol style="list-style-type: none"> 1 この要綱に定める目的に賛同し、積極的に食品ロスの削減に向けて取組をしていく意思があること。 2 市が交付するステッカー等を店舗内外の見やすい場所に掲示し、消費者に本事業の取組等についてPRすること。 3 市が実施する食品ロス関連事業に積極的に協力すること。 (例) チラシ等の設置、キャンペーンイベント、各種調査等 4 市ホームページ、広報紙等により、協力店として紹介されることを承諾すること。
1 項目以上必須	<ol style="list-style-type: none"> 1 小盛り、ハーフサイズメニュー等の設定 2 消費者の要望に応じた量の調整 3 食べ残しの削減の呼びかけ 4 ポスター等の掲示による啓発活動の実施 5 特典の付与 6 食品廃棄物のリサイクル 7 その他食品ロスの削減への取組